特定放送番組同一化実施方針の認定を受けたいので、放送法第116条の４第１項の規定により申請します。

１．特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送の区分
２．特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係る放送対象地域及びその数
３．法第116条の４第２項第２号に規定する地域性確保措置の内容
４．法第116条の４第１項に規定する特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、１週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合

５．特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、当該国内基幹放送の放送時間の合計に対し、当該放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合
６．共同して審議機関を設置しようとする場合は、その旨及び設置の計画に関する事項
（特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合）
７．特例役員兼任関係の内容
［削る］
［削る］
［注１～注３　略］
注４　法第116条の４第２項第２号に規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。
注５　特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送のそれぞれについて、１週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合及び当該１週間の放送時間の合計に対し、当該放送時間の合計から広告放送に係る放送時間を除いて得た放送時間未満の放送時間のうち、最も長い放送時間の占める割合については、広告放送以外の放送番組を全て同一にし、かつ、同時に放送することを示せば足りる。
［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

経営基盤強化計画の認定を受けたいので、放送法第116条の４第１項の規定により申請します。

１．経営基盤強化の実施期間
２．経営基盤強化による収益性の向上の程度
３．経営基盤強化の内容
４．経営基盤強化に伴う労務に関する事項

（審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合）
５．特定放送番組同一化の内容

６．法第116条の４第２項第５号ロに規定する地域性確保措置の内容
（特例役員兼任関係に係る特例の適用を受けようとする場合）
７．特例役員兼任関係の内容
８．放送法施行規則第91条の７第２号に規定する地域性確保措置の内容
９．多元性・多様性確保措置の内容
［注１～注３　同左］
注４　経営基盤強化の実施期間については、経営基盤強化計画の始期及び終期を記載すること。

注５　経営基盤強化による収益性の向上の程度については、実施期間中の各事業年度決算における計画値を記載すること。

注６　経営基盤強化の内容については、次の事項について記載すること。
⑴　経営基盤強化を実施する理由及び背景
⑵　実施する措置の内容
注７　経営基盤強化に伴う労務に関する事項については、次の事項について記載すること。
⑴　経営基盤強化計画の開始時期の役員及び従業員の数
⑵　経営基盤強化計画の終了時期の役員及び従業員の数
⑶　経営基盤強化計画の実施に伴う役員及び従業員の出向、嘱託等に係る計画
⑷　経営基盤強化計画の実施について行つた労働組合との協議に関する事項
（審議機関の設置等の特例の適用を受けようとする場合）
注８　特定放送番組同一化の内容については、次の事項について記載すること。
⑴　特定放送番組同一化を行う期間
⑵　特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送に係る放送対象地域
⑶　特定放送番組同一化の対象となる国内基幹放送の１週間の放送時間の合計に対する同一の放送番組の放送を同時に行う放送時間の割合
⑷　特定放送番組同一化の計画に関する事項
⑸　共同して審議機関を設置しようとする場合は、その旨及び設置の計画に関する事項
注９　法第116条の４第２項第５号ロに規定する地域性確保措置の内容については、実施する措置の内容を記載すること。